

低入札価格調査の失格となる判断基準（測量・建設コンサルタント等業務版）

※大阪府知事が所管する府営港湾及び海岸に関して、大阪港湾局が発注する測量・建設コンサルタント等業務が対象

【建設コンサルタント業務】

I. 形式審査

1. 低入札価格調査資料について

低入札価格調査資料（添付資料含む）が、全て整っていない。

《注意事項》

資料受付時に、ページ数と合計枚数の確認を行う。欠落が無いように提出前に十分確認すること。

II. 詳細調査

1. 調査の協力について

- ①ヒアリングに応じない。
- ②調査時に、不誠実な言動がある。
（回答済みの内容が変更される場合も含む。）

2. 設計数量について

設計図書、仕様書で定める数量を満足していない。

3. 積算内容について

- ①入札価格の内訳書と入札価格が一致していない。
- ②入札価格の内訳書と明細書が一致していない。
- ③金額が一括計上されているため、内容が確認できない。
- ④積算内訳が正しく記載されていない。
 - イ. 委託費内訳書及び入札価格の内訳書の合計額が一致していない。
 - ロ. 総合評価落札方式（技術提案型）の場合、その内容が内訳書に正しく反映されていない。
- ⑤一般管理費等について、「調査内容」で規定している内容を満たしていない。
- ⑥自社技術者の雇用関係が確認できない。
- ⑦算出方法についての的確に説明できない。

4. 法令違反と認められる。

5. 第三者照査について

- ①第三者による照査等を実施する者の確約書が提出できない。
- ②確約書を提出した第三者による照査等を実施する者が、大阪港湾局低入札価格調査制度実施要領（測量・建設コンサルタント版）第11の要件を満たしていない。

6. その他

「低入札価格調査の調査内容」で規定している条件を満足していない。または、確認できない。